

青森県報

第二千三百二十五号

平成十六年
五月十二日
(水曜日)

目 次

告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定……………(税務課) ……一
 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………(高年齢福祉課) ……二
 介護保険法による介護老人福祉施設の指定……………(高年齢福祉課) ……二

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了……………(三戸地方農林事務所) ……二
 右 同……………(同) ……二
 土地改良区の役員就任及び退任……………(北地方農林事務所) ……二
 土地改良事業の工事の完了……………(下北地方農林事務所) ……三

監 査 委 員

包括外部監査の事務を補助する者の氏名等……………(事務局) ……三

公 安 委 員 会

型式の検定適合遊技機……………(生活保安課) ……四
 警備員指導教育責任者講習の実施……………(企画課) ……四

正 誤

平成十五年十二月二十四日号外第百十六号告示中……………(高年齢福祉課) ……五

告 示

青森県告示第百四十三号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第二項の規定により、兵庫県知事から次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を行った旨の通知があったので、青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十四条の二第二項前段の規定により告示する。

平成十六年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | |
|------------|--------|-------------------|---------------|
| 氏名又は名称 | 氏代表者の名 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指 定 年 月 日 |
| 有限会社ハシモト石油 | 橋本 茂 | 兵庫県明石市大久保町大窪八六七の一 | 平成 一六・三・一七 |
| 福田 剛之 | | 兵庫県城崎郡竹野町竹野二八四一の一 | 一六・三・一 |

青森県告示第百四十四号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第九項の規定により、岐阜県知事及び静岡県知事から次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行った旨の通知があったので、青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十四条の二第二項後段の規定により告示する。

平成十六年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | |
|--------|--------|-----------------|---------------|
| 氏名又は名称 | 氏代表者の名 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指 定 取 消 年 月 日 |
|--------|--------|-----------------|---------------|

| | | | |
|-----------|-------|-----------------|---------|
| 掛川市農業協同組合 | 清水 正俊 | 静岡県掛川市弥生町二三四 | 一五・二・三〇 |
| 下田市漁業協同組合 | 小川 一郎 | 静岡県下田市外ヶ岡一 | 一四・三・三三 |
| 丹羽商石油株式会社 | 丹羽 孝明 | 六 岐阜県岐阜市長住町九丁目一 | 一五・三・三八 |

青森県告示第百四十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、次のとおり介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十二条第一号の規定により公示する。

平成十六年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 開 設 の 場 所 | 指 定 年 月 日 |
|------------------|--------------------|-----------|
| 特別養護老人ホ ムムエール | 上北郡六戸町大字上吉田字長谷八五の一 | 平成一五・三・三一 |
| 特別養護老人ホ ム朝光苑 | 青森市大字横内字亀井二四五の一 | " |
| 特別養護老人ホ ムときわ | 南津軽郡常盤村大字水木字浅田九五 | " |

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第一項の規定により公告する。

平成十六年五月十二日

三戸地方農林水産事務所長 奈良岡 修 一

| | | |
|---------------|--------|-----------|
| 土地改良事業の名称 | 事業を行う者 | 工事完了年月日 |
| 中小花地区基盤整備促進事業 | 南 郷 村 | 平成一五・一・三三 |

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十六年五月十二日

三戸地方農林水産事務所長 奈良岡 修 一

| | | |
|-------|---------------------------|-----------|
| 地区名 | 県営土地改良事業の名称 | 工事完了年月日 |
| 福 田 上 | 担い手育成基盤整備事業（緊急農地集積ほ場整備事業） | 平成一六・三・二四 |
| 待 井 | ため池等整備事業 | 一六・四・九 |

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、市浦村土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十六年五月十二日

北方地方農林水産事務所長 斉 藤 剛

| 区別の | 氏 名 | 住 所 | 就任及び退任の年月日 |
|-----|-----|-----|------------|
|-----|-----|-----|------------|

| | |
|--------|------------------------|
| 鷓川 正樹 | 神奈川県横浜市都筑区北山田三丁目二四番九号 |
| 小野寺 高 | 青森市大字大野字前田六九番四二号 |
| 倉成 磨 | 八戸市大字本徒土町三番三号 |
| 西谷 俊広 | 青森市勝田一丁目二番六号ハイアットB二〇二号 |
| 吉田 柳一郎 | むつ市小川町一丁目一九番七七号 |

二 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成十六年五月一日から平成十七年三月三十一日まで

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第二十九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十六年五月十二日

青森県公安委員会委員長 榑 引 利 貞

| | | |
|---------|----------|-------------|
| 遊技機の種類 | 型 式 名 | 製造業者又は輸入業者名 |
| ぱちんこ遊技機 | CR水前寺清子R | 株式会社藤商事 |
| " | CR水前寺清子C | " |

| | | |
|--------|---------------|-----------|
| " | CR水前寺清子S | " |
| " | CR水前寺清子C1 | " |
| " | CRGO!GO!郷MB | 株式会社ニユーギン |
| " | CRGO!GO!郷MA55 | " |
| " | GO!GO!郷ZS | " |
| " | CR三極乱舞MA | " |
| 回胴式遊技機 | ニンジャハットリクン | 株式会社大一商会 |
| " | ニンジャハットリクン2 | " |
| " | ワンダーフライ | 株式会社パイオニア |
| " | スーパージョ | 30 |

青森県公安委員会告示第三十号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第十一条の三第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成十六年五月十二日

青森県公安委員会委員長 榑 引 利 貞

- 一 講習の期間、時間及び場所
- 1 期間
平成十六年七月五日（月）から同月十二日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の六日間
- 2 時間
午前八時四十五分から午後四時三十五分まで

3 場所

青森市問屋町一丁目一〇番一〇号 はまなす会館

二 受講定員

五十三人(予定)

三 受講対象者

受講対象者は、受講申込み日において、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)(第一条の二第一号から第三号までのいずれかに該当するものとする。

1 最近五年間に警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「検定規則」という。)(第一条第二項に規定する一級の検定に合格した者

3 検定規則第一条第二項に規定する二級の検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上警備業務に従事しているもの

四 受講申込みの手続き

1 受講申込みの受付期間

平成十六年五月二十七日(木)から同年六月八日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)(の九日間で、各日とも午前九時から午後五時までの間とする。

ただし、受講申込者の人員が定員に達し次第、受講申込みの受付を締め切る。

2 受付場所

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県外に住所を有する者は、青森県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 方法

受講を希望する者は、四の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して行うこととし、郵送等による申込みを認めない。

4 受講申込みの書類

受講を希望する者は、講習規則別記様式第一号の受講申込書正副二通にそれぞれ顔写真(受講申込書提出前六月以内に撮影した縦三センチメートル、横二・四センチメートルの無帽、無背景のもの)を貼付し、受講対象者に該当することを疎明する次の書面二通を添えて提出すること。

(一) 三の1に該当する者は、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面(以下「警備業務従事証明書」という。)

及び履歴書

(二) 三の2に該当する者は、検定規則第一条第二項に規定する一級の検定に係る合格証の写し

(三) 三の3に該当する者は、検定規則第一条第二項に規定する二級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

なお、三の1及び三の3に該当する者について、所属していた警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で三の1及び三の3に掲げる者のいずれかに該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に替えて提出することができる。

5 受講手数料

三万七千円の青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

五 講習に関する留意事項

1 受講者は、筆記用具及び印鑑を持参すること。

2 講習最終日には、筆記の方法により修了考査を実施する。

六 講習の委託

本講習は、法第十一条の三第七項の規定に基づき、青森市新町二丁目二番一号所在の社団法人青森県警備業協会に委託して実施する。

七 講習に関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課(〇一七 七二三 四二二一内線三〇四四)

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

正 誤

| | | | |
|------------------|------------------|--------------------|-------------|
| 平成16年 号外第一二六号 | | | 発行年月日 番号 |
| 告 示 | | | 区 分 |
| 第 八 二 二 号 | | | 番 号 |
| 七 | | | ペー ジ |
| 上 | | | 段 |
| 表 | | | 行 |
| 特別養護老人ホームと きわ | 特別養護老人ホーム朝 光苑 | 特別養護老人ホームメー ブル | 誤 |
| 南津軽郡常盤村大字水木字浅田九五 | 青森市大字横内字亀井二四五の一 | 上北郡六戸町大字上吉田字長谷八五の一 | |
| 〃 | 〃 | 一五・三三 | |
| 削 除 | | | 正 |

高 齢 福 祉 保 険 課

| | |
|------------------------------------|--|
| (発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県 | (印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社 |
| 每週月・水・金曜日発行 | 定価小口一枚二付十五円一銭 |